



静岡労働局発表
令和5年8月28日

静岡労働局 雇用環境・均等室
室長 小野 聡
雇用環境改善・均等推進監理官 森 好寿
電話 054-252-5310

賃上げしやすい環境整備に向けた取組の強化について

静岡労働局（局長 笹 正光）は、令和5年8月23日、静岡県の最低賃金を、令和5年10月1日（予定）より時間額984円に改正することを決定しました。

本決定に当たっては、最低賃金審議会答申において、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げの原資の確保につながる、適切な価格転嫁に向けた取組の強化と、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が活用しやすい、実効性ある支援の拡充の要望が付記されたことから、これを踏まえ、賃上げしやすい環境の整備に係る取組を強化することとしました。

また、令和5年6月7日に行われた、経済団体、労働団体及び行政機関による、パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言の参画機関に対して、当局の取組に係る連携協力を依頼し、地域経済の成長と分配の好循環に向けた一層の機運醸成に努めていきます。

<具体的な取組内容>

①「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進

- ・相談窓口、各種説明会、各種会合、企業指導等あらゆる機会を通じて周知

②生産性向上、賃金引上げのための支援の周知徹底と活用促進

- ・業務改善助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・「賃金引上げ特設ページ」
- ・静岡働き方改革推進支援センター

③取引適正化に向けた「しわ寄せ」防止の周知徹底

- ・各種法令に抵触する恐れのある不当な行為の事例集等を用いた啓発

④窓口等における情報収集の強化と通報制度の的確な運用

- ・下請等中小事業者の現状を幅広く把握
- ・各種法令違反が疑われる事案について、関係機関に的確に通報

⑤その他

- ・関係機関に対し、上記取組に係る連携協力を依頼